

RS26 powered by BrainOS 販売規約

本販売規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）が、法人のお客様（以下「お客様」といいます）に対して販売する、自動運転床清掃機「RS26 powered by BrainOS」（以下「本製品」といいます）の販売条件を定めています。お客様が、当社に本製品の購入申し込みを行った場合は、本販売規約に同意したものとみなします。なお、本製品に関する説明書及び注意事項等としてあらかじめ当社がお客様に提示した情報も、本販売規約の一部を構成するものとします。

第1条（定義）

本販売規約に定める用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「機体本体」とは、自動運転床清掃機「RS26 powered by BrainOS」の本体部分（ハードウェア）をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、自律走行及び運転機能（これに関連する通信機能及び各種表示機能を持つプログラム等を含みます。）を持つ、米国法人の Brain Corporation（以下「Brain Corp 社」といいます。）が開発した BrainOS（ソフトウェア）をいいます。なお、本ソフトウェアの使用においては、Brain Corp 社が定める使用許諾条件を遵守し、これに同意するものとします。
- (3) 「本製品」とは、機体本体と本ソフトウェアをあわせたものとして当社が販売する「RS26 powered by BrainOS」をいいます。
- (4) 「ライセンサー」とは、お客様に対し、本ソフトウェアの使用許諾を行う Brain Corp 社をいいます。
- (5) 「総代理店」とは、本製品を日本で販売することについてライセンサーから許諾を受けている国内総代理店をいいます。
- (6) 「仕様書」とは、本製品の取り扱いマニュアルの総称をいいます。仕様書には取り扱い方法、注意事項、機体本体の品質基準、修理要項等を含みます。

第2条（本製品の内容）□

1. 本製品には、以下を含むものとします。
 - (1) 機体本体の充電ケーブル等、販売者が指定する付属品及び使用マニュアル
 - (2) 本ソフトウェアの使用許諾（利用者が本製品を検収する月を起算月とし 60 ヶ月間）
2. 本製品の価格は、別紙料金表に定めるとおりとします。なお、ライセンサーが定める本ソフトウェアの使用許諾条件は、Brain Corp 社が定める END USER LICENSE AGREEMENT に記載するとおりとします。
3. 5 年経過後の本ソフトウェアの使用許諾は、お客様の再申込をもって延長利用できるものとします。お客様は、使用許諾期間満了日の 1 ヶ月前までに、お客様から当社に対して何らの通知もない場合、当社はおお客様による本ソフトウェアの使用継続の意思表示がなかったものとみなし、ソフトウェアの利用は停止されます。なお、延長利用の再申込をした場合、期間が経過する 1 ヶ月前までに、お客様から通知がなされない限り、次の 1 ヶ月間の本ソフトウェアの使用許諾を受ける権利の売買が成立したものととして扱います。
4. 前項により、本ソフトウェアの使用許諾期間が更新された場合、当該使用許諾期間中は引き続き、ライセンサーが定める使用許諾条件及び本販売規約の定めが適用されます。
5. お客様は、当社及びライセンサー又はライセンサーが指定する第三者が、本製品に関連する診断、使用及び類似の情報（固有のハードウェア識別子又は情報を含むが、これらに限らない）を収集、処理、転送及び使用することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（お客様側の受入体制）

お客様は、自己の費用と責任で、本製品を使用するために必要な備品・消耗品、収納場所、電源、通信回線・機器等を用意し、当社が別途提示する環境調査要件を満たすものとし、本製品の納品、設置作業等の本製品の取扱いにかかる管理者を選任し、当社に通知するものとします。また、アラート通知機能の設定や受信した通知内容の確認に発生する通信料、接続料等はおお客様の負担となります。

第4条（申込み）□

1. 本製品の購入申込みが可能なのは、国内で本製品を使うことを目的とした、日本国内に所在する法人のお客様のみとします。
2. 本製品の購入を希望するお客様は、本販売規約に同意のうえ、当社所定の書式により申込み手続きを行うものとします。
3. 当社は、本製品の購入申込みがあったときは、申込書もしくは手続きに不備がある場合を除き、当該申込みを承諾します。この場合、一度に複数台の申込みがあった場合でも、一台の本製品ごとに一つの本契

約が成立するものとします。

4. 当社からおお客様に対する申込み受付完了メールの発信をもって、申込みの承諾とし、本製品にかかる売買契約（以下「本契約」といいます）の成立とします。
5. お客様は前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、お客様に通知のうえ、申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は、承諾しない理由についてはお客様に開示いたしません。
 - (1) 本製品購入の申込みをした者が、当社が提供する他のサービスの料金又は費用等の支払いを現に怠っているか、怠るおそれがある又は過去に怠ったことがあるとき。
 - (2) 本製品の購入申込みをしたお客様が、当社の提供する他のサービスにおいて利用の停止又は解約をされたことがあるとき。
 - (3) 本販売規約に違反している又は違反するおそれがあるとき、もしくは過去に違反したことがあるとき。
 - (4) 本製品の購入の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
 - (5) その他、上記に準ずる場合で、当社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。

第5条（引渡し及び検収）□

1. 当社は、お客様の指定する日本国内の場所及び当社の指定する納期までに、お客様に本製品を引き渡すものとし、お客様は検収の結果を当社に通知するものとします。
2. 初期設定を当社又は当社が指定する搬入業者が行う場合は、初期動作の異常がないことをお客様と当社又は当社が指定する搬入業者の相互の確認をもって引き渡しを完了したものとし、検収に合格したことを通知したものとみなします。
3. 本製品の検収の結果が不合格である場合、当社は本製品を引き取り、代替品を再納入し、前項に定める条件において、再度お客様の検収を受けるものとします。
4. 本製品の引渡し遅滞が、お客様の都合による納期変更や作業の中断又は天災地変、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、ライセンサー又は総代理店の都合その他の当社の責めに帰すことのできない事由によるときは、お客様は本製品の納期につき相当の日数の延長を認め、当社の引渡し遅滞の責任を免責するものとします。
5. お客様は申込後のキャンセル又は返品は原則できないものとしますが、お客様都合によるキャンセルの場合、キャンセルに関わる配送費用等はおお客様の負担となります。また、納品場所におけるネットワーク環境起因による検収不合格が起きた場合、お客様または当社は本契約を解除できるものとします。

第6条（危険負担）

本製品の引渡し完了前に、お客様の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、当社の負担とします。また、本製品の引渡し完了後に、当社の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、お客様の負担とします。

第7条（代金の支払い）□

1. お客様は、検収に合格した本製品の代金（以下「代金」といいます）を、当社が指定する支払期日までに支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日に該当する場合は、直前の営業日を支払期日とし、振込み手数料等の費用がかかる場合は、お客様が負担するものとします。
2. お客様が当社に対する代金の弁済を怠ったときは、お客様は、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. お客様は、BrainOS5 年間利用権である本ソフトウェア使用許諾料を月額払いで購入した場合で、初期使用許諾期間内である 60 ヶ月内に解約したときには、解約が当社の責に帰すべき事由に基づくものでない限り、残余期間に対応する本ソフトウェア使用許諾料を当社に一括して当社の定める期日までに支払うものとします。また、当社は、お客様が BrainOS5 年間利用権である本ソフトウェア使用許諾料 60 ヶ月分を一括払いで購入した場合で、初期使用許諾期間内である 60 ヶ月内に解約したときには、解約が当社の責に帰すべき事由に基づくものでない限り、お客様に残余期間に対応する本ソフトウェア使用許諾料の返金を要しないものとします。

第8条（所有権の移転）

本製品のうち、機体本体にかかる所有権は、機体本体の代金のお支払いがすべて完了した日に、お客様に移転するものとします。なお、本ソフトウェアにおける知的財産権等一切の権利は、機体本体の所有権移転によっても、お客様に対し譲渡され、又は移転等されるものではありません。

第9条（本製品の保守内容）□

1. 本製品の故障・修理等の保守サービスは、ソフトバンクロボティクス株式会社(以下「SBR」といいます。)が提供します。保守の詳細は、仕様書をご確認ください。
2. 本製品の保守対応においては、一部有償対応になる場合があります。この有償保守を希望するお客様は、個別にSBRとご契約いただく必要があります。
3. 本製品の故障の原因が第10条に定める瑕疵に起因する場合は、第10条の定めにしたがって当社が対応するものとします。

第10条（機体本体の瑕疵担保責任）

本製品の引渡し完了後、本製品にお客様の検収により発見し得なかった品質不良、変質、毀損その他の瑕疵が発見された場合、当社は、以下のとおりお客様に対する責任を負うものとし、これら以外には、いかなる保証責任及び瑕疵担保責任も負わないものとします。

- (1) 機体本体に添付された商品保証書がある場合、当該保証書に定める範囲内に限り責任を負うものとします。
- (2) 前号の保証書が未添付の場合、当社は瑕疵の修理、瑕疵ある機体本体の交換又は瑕疵ある機体本体の代金相当額の返金のいずれかを行うものとします。ただし、当該瑕疵が当社の責に帰すべき事由に限るものとし、当社が本号の責任を負う期間は、検収合格日より12ヶ月間とします。

第11条（知的財産権の帰属）□

1. 本ソフトウェアにかかる知的財産権は、ライセンサーに帰属します。
2. お客様は、本製品の使用において、ライセンサーの権利を侵害し、又はライセンサーに損害を与える可能性のある行為を一切行ってはならないものとします。

第12条（アップデート）□

1. お客様は、ライセンサーがいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変（以下「アップデート等」といいます）を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について、事前に通知されずに行われることを、あらかじめ承諾するものとします。
2. ライセンサーによるアップデート等により、本製品の仕様、品質が大幅に変更になる場合又は重要な機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、変更後の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

第13条（禁止事項）

お客様は、本製品を保有する間は、本ソフトウェア使用許諾期間満了後であっても、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本製品の日本国外への持出し、日本国外での利用
- (2) 清掃目的以外による本製品の使用、本製品の説明書又はマニュアルで禁止する使用、ライセンサーの本ソフトウェア使用許諾条件に違反する使用
- (3) 機体本体の分解又は改造
- (4) 商標、機体番号、技術認証表示等の剥離、汚損・毀損、その他判読できない状態にすること
- (5) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正又は二次的著作物の創造、データの抽出及び公開
- (6) 当社、総代理店、ライセンサー又は機体本体の製造者が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上又は契約上保有する権利を侵害する行為
- (7) 当社、総代理店もしくはライセンサーの信用を毀損する行為、又は他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷を目的とする行為
- (8) 本サービスの提供設備の機能を妨げる行為（大量のトラフィックを生じさせ、乙の設備に過大な負荷を与える行為も含みます。）
- (9) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為、その他本サービスの運営又は利用を妨害し、これらに対し支障を与える行為
- (10) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前9号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第14条（免責）□

1. 当社は、本製品により発生したお客様の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害賠償責任その他一切責任を負わないものとし、何等かの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社はおお客様の損害につき、過去3か月間にお客様が当社に支払った対価の額を超えて賠償する責任を負わず、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。ただし、強行法規が適用される場合はこの限りではありません。
2. 当社は以下の各号記載の事項については一切の責任を負わないものとし、お客様が自己の責任で解決するものとします。
 - (1) お客様が本販売規約に違反した結果、お客様及び第三者に生じた損害
 - (2) 情報の消失等により生じたお客様の損害

第15条（本製品の譲渡等における本ソフトウェアの扱い）□

1. お客様が本製品を第三者に承継、譲渡又は賃貸する場合における本製品の保守及び本ソフトウェアの使用許諾の扱いは、以下のとおりとします。
 - (1) 第三者に承継又は譲渡する場合：
本ソフトウェアの使用許諾条件にしたがい、本製品の承継又は譲渡を受けた第三者は、改めてライセンサーから本ソフトウェアの使用許諾を得なければならないものとします。この場合、本ソフトウェアのライセンス料を月額払いで支払っている場合、譲渡元または譲渡先が一括又は残月の月額を支払うのかを協議して決めるものとします。また、初回の保守に関する問い合わせを行うときに承継又は譲渡を受けたことを当社に申告するものとします。
 - (2) その他の場合：
有償無償を問わず、販売、レンタル、リース、ライセンス、流通、商業化、又は他の商品・サービスに組み合わせた提供等を行ってはならないものとします。ただし、レンタル・リースにおいて貸出先にてライセンサーから本ソフトウェアの使用許諾を取得した場合はこの限りではありません。
2. 前項に定めるほか、お客様は、当社又はライセンサーの書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアにかかる本契約上及び使用許諾にかかる自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならないものとします。

第16条（秘密保持）□

1. お客様及び当社は、本契約において秘密である旨を明示して開示された相手方の秘密情報を漏洩し、又は相手方の事前の書面による承諾を得ないで、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
 - (6) 法令又は政府もしくは裁判所の命令、証券取引所規則等により開示が義務付けられた情報
2. 当社は、お客様に対する本製品の販売、保守対応、問合せ対応等、本製品に関して行う業務のため、自己の責任において、SBR、ライセンサーその他これらの者から本製品の保守、開発、改善等を行う第三者として必要最低限の第三者に、お客様の秘密情報を開示できるものとします。なお、当社が開示した当該第三者による守秘義務違反がある場合は、当社がその責任を負うものとします。
3. 本条の規定は、本契約の終了後も5年間は有効に存続するものとします。

第17条（お客様にかかる情報の利用）

1. 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様に係る情報（申込時又は本契約成立後に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
 - (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の業務
 - (2) 代金、使用許諾料等の計算及び請求に係る業務
 - (3) 市場調査及びその分析

- (4) 当社又は当社が扱う他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (5) 情報通信業界の発展及びお客様へのサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - (6) 本製品の設置、保守又は故障対応等の取扱い業務
2. 当社は、前項第6号の業務において、お客様にかかる情報をSBRと共同で利用できるものとします。
 3. 前項に定める他、当社プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用を行う場合においては、お客様に係る情報を、(1)から(6)(ただし(1)については、当社を共同利用者と読み替えて適用するものとします。)に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。共同利用者は、当社「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。
 4. お客様は、前2項に定めるところにより、当社がお客様に係る情報を利用することに同意するものとします。

第18条 (損害賠償)

お客様が本契約に基づく債務の履行、不履行又は自己の責により本契約に違反し、当社又はライセンサーその他の第三者に損害を与えた場合、お客様は、本契約の解除の有無にかかわらず、その損害について賠償責任を負うものとします。ただし、お客様の責に帰すことのできない事由から生じた損害、お客様が予見できない特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第19条 (不可抗力)□

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関又は仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞もしくは履行不能については、当社は責任を負わないものとします。
2. 前項の事由が1ヶ月以上継続し、当社が本契約に基づく履行が不可能と判断する場合は、その旨お客様に通知したうえで本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第20条 (再委託)□

1. 当社は、本契約における義務の履行の全部又は一部を、当社の責任と負担においてSBR及び第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、当該再委託業務遂行について本契約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。
2. 当社が、前項に基づき、義務の一部を第三者に再委託した場合であっても、当社は、本契約に基づく義務を免れるものではなく、当社は、お客様に対し、当該再委託先の行為につき、一切の責任を負うものとします。

第21条 (反社会的勢力の排除)□

1. お客様は、当社に対し、本製品の購入申込時において、お客様(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)又は本契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. お客様は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
3. 当社は、お客様が反社会的勢力に該当すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができます。
4. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、これによるお客様の損害を賠償する責を負いません。

第22条 (契約の解除)□

1. お客様が本契約に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおお客様が違反事由を解消しなかったとき、当社は本契約を解除することができるものとします。
2. お客様が次の(1)乃至(6)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) お客様の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき

- (4) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 - (5) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
 - (6) お客様が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又はお客様の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
3. 前2項により本契約が解除された場合、お客様が有する債務は期限の利益を失うものとし、ただちに全ての債務を当社に弁済するものとします。
 4. 前3項の規定は、当社からお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 5. 本条の規定により、当社とお客様間の契約が解除された場合は、ライセンサーによる本ソフトウェアの使用許諾も同時に終了するものとします。

第23条（通知）□

1. 当社からお客様への通知は、本販売規約に特段の定めがない場合、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、各方法により当社が通知を発信した時点から効力を生じるものとします。

第24条（紛争処理）□

1. 本販売規約に定めなき事項、又は本契約に関し疑義を生じたときは、お客様と当社で協議のうえ決定するものとします。
2. 本販売規約及び本契約の準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の変更）

当社は、お客様の承諾を得ることなく当社のホームページにて周知することにより本販売規約を変更できるものとします。この場合、本販売規約の各条件は、変更後の本販売規約の内容によります。ただし、お客様に著しく不利益になる変更をする場合、1ヶ月以上前に行うものとします。

以上

附則

本販売規約は2018年8月1日から実施します。
(2019年1月1日改訂)

料金表

2018年8月1日時点
(税抜)

商品項目/機種名	単価	単位	備考□
RS26 ^{powered by} BrainOS	2,480,000 円□	1 台	自動運転床洗浄機(RS26 本体)□
BrainOS ⁵ 年間利用権※	3,588,000 円□	1 ライセンス	1 回払い
BrainOS ⁵ 年間利用権※ (月額払い)□	59,800 円(月額)□	1 ライセンス□	60 回払い□
BrainOS ⁶ ヶ月利用権 (※5 年間利用権購入後のみ購入 可)	59,800 円□	1 ライセンス	

この料金表は、2018年8月1日以降にお客様が当社から購入する本製品に適用されるものとします。

※お客様は BrainOS⁵ 年間利用権の初期使用許諾期間である 60 ヶ月内に本製品の故障修理により機体本体の交換をした場合、当該残余期間に対応する当該利用権を交換後の機体本体に適用することができます。

以上